様式第十六号の三（第三十八条の四、第九十一の百十五の四関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造業者の場合

基準確認証番号

動物用医薬品（医薬部外品）基準確認証

氏名又は名称
製造所の所在地
製造所の名称
製造工程の区分
基準確認証の有効期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の２第２項の規定による調査の結果、上記の製造所における製造管理又は品質管理の方法が、同法第14条第２項第４号に規定する農林水産省令で定める基準に適合していることを証する。

年　　月　　日

農林水産大臣　　氏　　名

（日本産業規格Ａ４）